

私立学校法の改正と監事の役割について

令和8年 9月

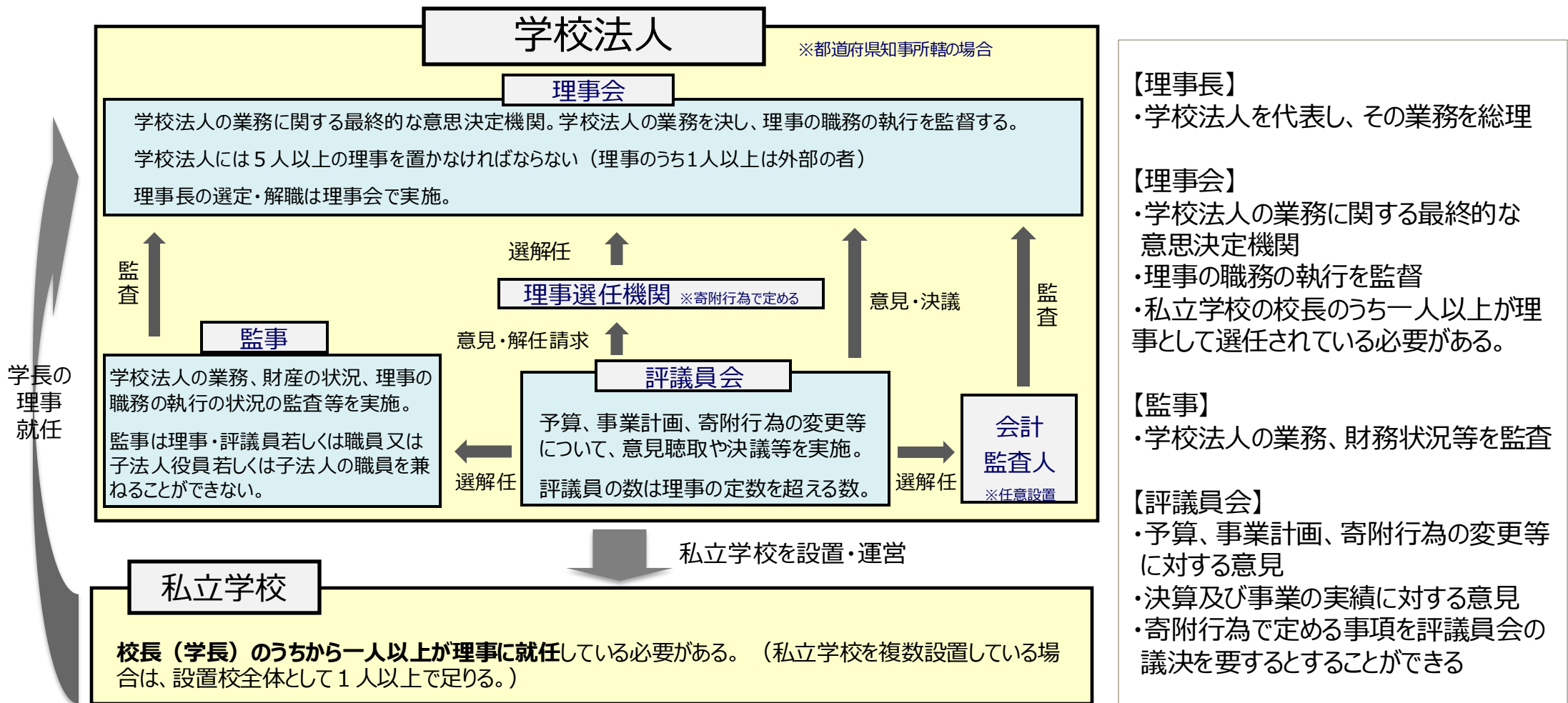
文部科学省 私学部参事官付 企画・法規係

- (1) 私学法における学校法人の監事の位置づけと職務
- (2) R7年私学法改正のポイント
- (3) 内部統制システム
- (4) 監査で特に注意すべきポイント

（１）私学法における監事の位置づけと職務

学校法人の仕組み

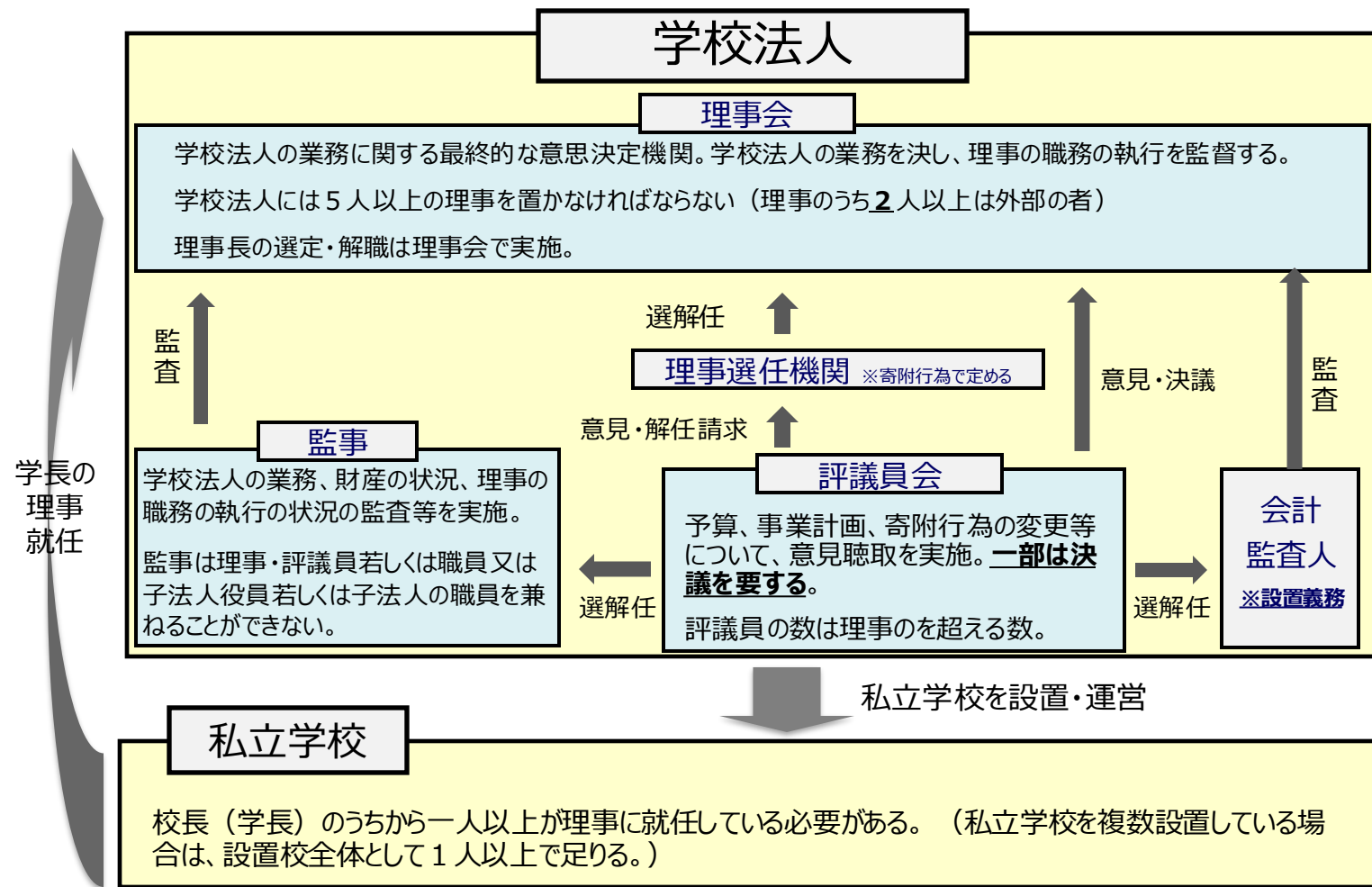
- 学校法人の業務に関する**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**。**理事長は、理事会により選任**され、学校法人を代表し、その業務を総理する。理事は**寄附行為で定める理事選任機関が選解任**。
- 学校法人には、諮問機関として**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数を超える数で組織**され、学校法人の**職員や卒業生等が評議員に選任**される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされており、学校法人の判断で決議事項とすることも可能。
- **設置する学校の学長のうち 1 人以上は、学校法人の理事として経営に参画**する。



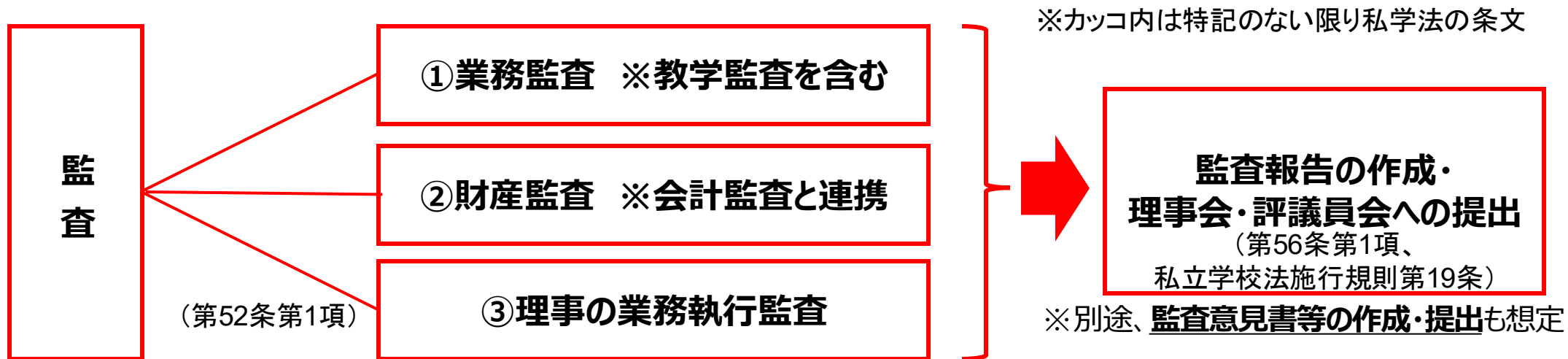
※大臣所轄学校法人においては、一部の要件が変更される。

大臣所轄学校法人等について

- 文部科学大臣が所轄する学校法人に加え、一定の規模を有する都道府県知事が所轄する学校法人については、その規模に応じた区分が適用される。
- 学校法人の構成に関して、変更される点は太字下線部分のとおり。



監事の主な職務（私立学校法）



※理事・職員への事業報告の求め（第53条第1項）、学校法人の業務・財産の状況の調査（第53条第1項）が可能（子法人への事業報告の求め・調査も可能（第53条第2項））

※監事は、職務の適切な遂行のため、理事・職員等と意識疎通を図り、情報収集等に努めなければならない（私立学校法施行規則第19条第2項）

理事会・評議員会への出席、意見陳述
(第52条第1項、第55条)

評議員会への提出議案等のチェック
(第54条)

不正行為や法令違反等の重大事実を発見した場合等の報告（⇒理事会・評議員会・所轄庁等）
(第56条第2項)

理事の行為の差止め
(第58条第1項)

学校法人と理事との間の訴訟における法人の代表
(第59条第1項)

その他、寄附行為により監事が行うこととされた職務
(第52条第6項)

学校法人の監事に期待される役割

- 学校法人の監事は、経営陣とは独立した立場から、監査等を通じて、学校法人のガバナンス確保等に寄与するという重要な役割を担う存在
- その役割を適切に果たす観点から、私立学校法上、監査の実施等をはじめ様々な職務が定められるとともに、強力な権限が付与。その反面、学校法人の役員としての義務・責任も負う
- 令和7年度から、学校法人のガバナンス強化を図るための私立学校法の改正が施行となり、また、私立大学・学校法人を取り巻く経営環境等が大きく変化する中で、監事に期待される役割もますます増大
- いわゆる「守りのガバナンス」（違法行為・不正等の防止）はもとより、「攻めのガバナンス」（経営力強化や教育・研究の質の向上等）にも貢献することが期待



ルール（法令・通知や寄附行為・諸規程等）や所属する学校法人の状況に加え、学校法人全体を取り巻く環境の変化や高等教育政策の動向などにもぜひ目を光らせていただきたい

監事機能の充実・強化のためのポイント

- ◆経営陣からの独立性の確保（制度上の担保＋運用）
- ◆理事や職員からの適切な情報提供及び積極的な情報収集
（定期的な会合開催・ヒアリングや法人内の重要会議への出席等を含む）
- ◆監事に対する支援体制整備（補助者配置、内部監査部門の協力、弁護士等の外部専門家との連携）
- ◆監事同士の連携（監事会の開催を含む）
- ◆内部監査部門及び会計監査人との連携（定期的な意見交換等を含む）
- ◆理事会・評議員会等における監事からの意見陳述機会の確保
- ◆適切な監査方針・計画等に基づく総合的かつポイントを押さえた監査
- ◆適切な報酬の設定、監査に要する費用の支払い
- ◆監事自身の専門性向上（研修機会の提供等）



上記のような点について、法人の監事監査規程等で明確化することが重要。

（２） R7年私学法改正のポイント

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

私立学校法改正（令和7年4月施行）における監事に関する主な変更点

（１）選任・解任方法

＜選任＞ 評議員会の同意を得て理事長が選任 ⇒ 評議員会の決議によって選任

＜解任＞ 寄附行為の定めによる ⇒ 評議員会の決議によって解任

（２）任期

寄附行為の定めによる ⇒ 寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時まで（６年を上限） ※理事は４年が上限

（３）兼職制限等

理事・評議員・職員に加え、子法人役員（監事、監査役等を除く）・子法人職員との兼職も禁止。近親者等（特別利害関係）に関する制限も強化

（４）職務の追加

①理事会に加え、評議員会への出席・意見陳述 ②理事が評議員会に提出する議案等の調査

（５）監査体制の充実

①常勤監事の設置（特に規模の大きい大臣所轄学校法人等） ※収入100億円以上又は負債200億円以上

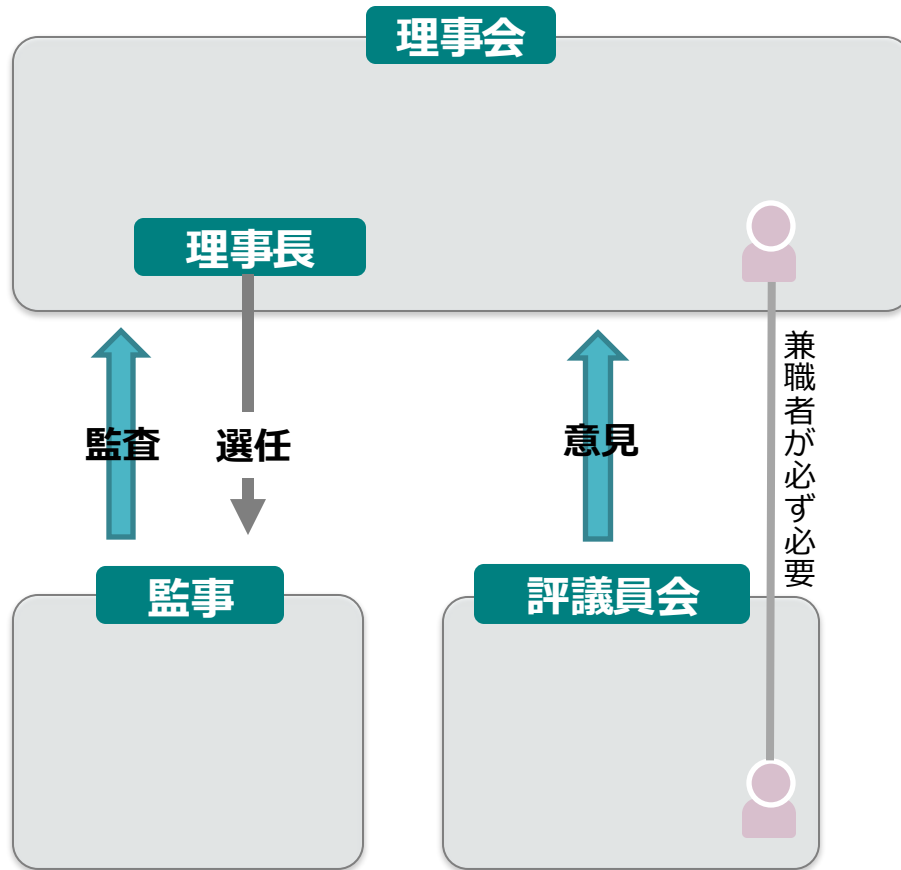
②内部統制システムの整備 ※監事監査に関する体制強化を含む

③会計監査人の設置 ※監事との連携がより一層重要に

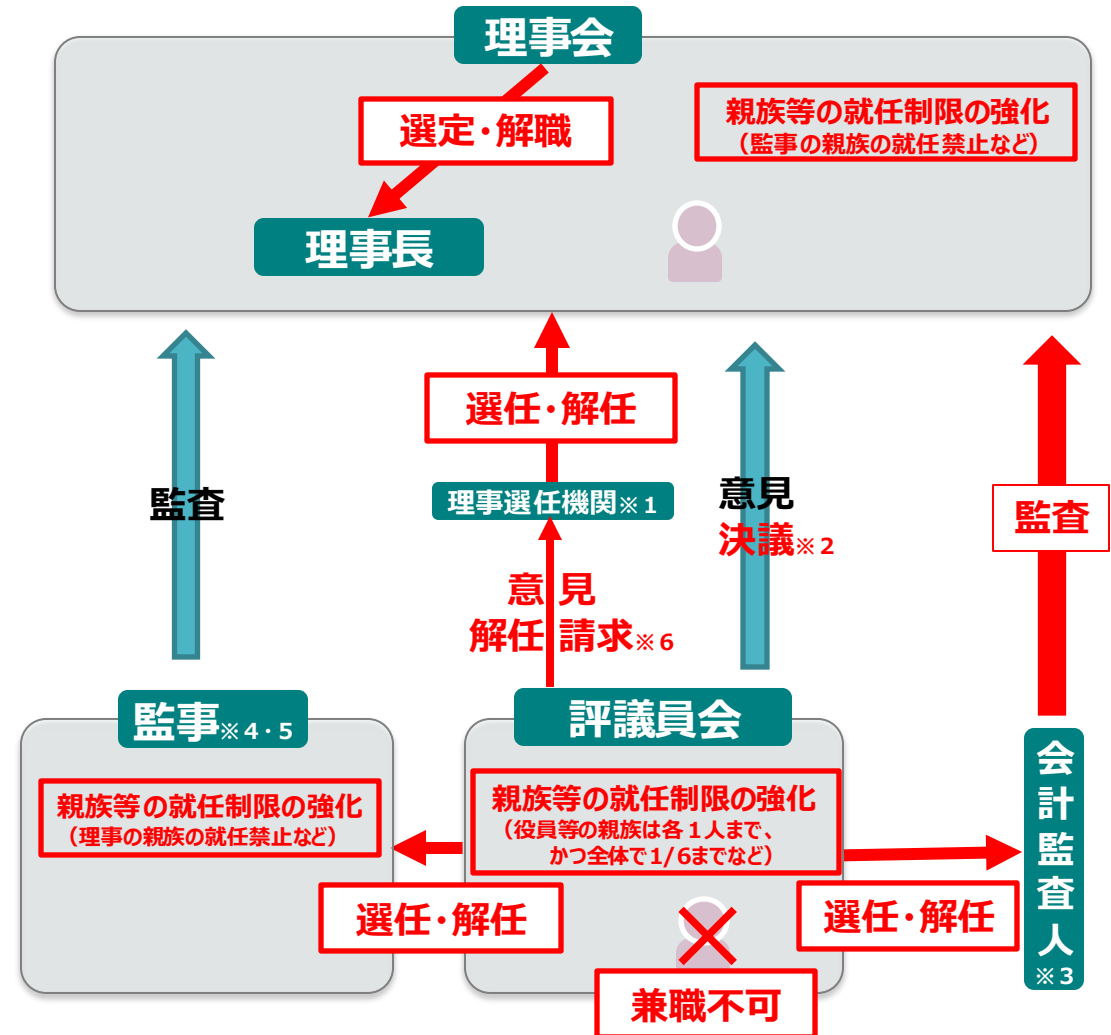
④子法人に対する調査も可能 ⑤関係者との意思疎通・体制整備（施行規則：13頁）₁₁

学校法人の内部機関の相互関係（私立学校法の改正前後の比較）

改正前



改正後



- ※ 1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※ 2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※ 3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※ 4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※ 5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※ 6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

（監査報告の作成）

第十九条 法第五十六条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）の理事及び職員

二 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者

三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、当該学校法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(3) 内部統制システム

内部統制システムについて（基本的な考え方）

今般の私立学校法の改正により、大臣所轄学校法人等においては、「**理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備**」（＝**内部統制システムの整備**）が必要となり、その基本方針を理事会で決定しなければならないことになります。

また、大臣所轄学校法人等以外の学校法人においても、各学校法人の実情に応じ、内部統制システムを整備することが望まれます。

1. 内部統制とは何か！？

【 定義 】

内部統制とは、基本的に、その目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。

→ 学校法人が、その活動を健全かつ効率的に運営するための仕組みのこと

【 4つの目的 】

（1）業務の有効性及び効率性

→ 事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること

（2）報告の信頼性

→ 組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む。）の信頼性を確保すること

（3）事業活動に関わる法令等の遵守

→ 事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること

（4）資産の保全

→ 資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること

2. 内部統制の6つの基本的要素

内部統制は、以下の6つの基本的要素から構成されています。これらを整備・運用することで内部統制の目的を実現させることになります。

(1) 統制環境

組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、その対応に影響を及ぼす基盤 → 内部統制の目的を達成しようという学校法人全体の雰囲気のこと

(2) リスクの評価と対応

組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス

→ 様々なリスクの顕在化の可能性や影響の程度を踏まえ、対応の優先度をランキング付けし、具体的な対応策を考えること

(3) 統制活動

→ 経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続のこと

(4) 情報と伝達

→ 必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること

(5) モニタリング

→ 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスのこと

(6) ITへの対応

組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適時かつ適切に対応すること。 → ITを有効利用し、適切に管理すること

3. 大臣所轄学校法人等において、具体的に対応しなければならないこと

大臣所轄学校法人等においては、以下の内容について、①理事会として方針を決定するとともに、②具体的な整備を行わなければなりません。具体的には文部科学省作成の「内部統制システム整備の基本方針(例)」も御参照ください。(参照：https://www.mext.go.jp/content/20240222-mxt_sigakugy-000021776-1.pdf)

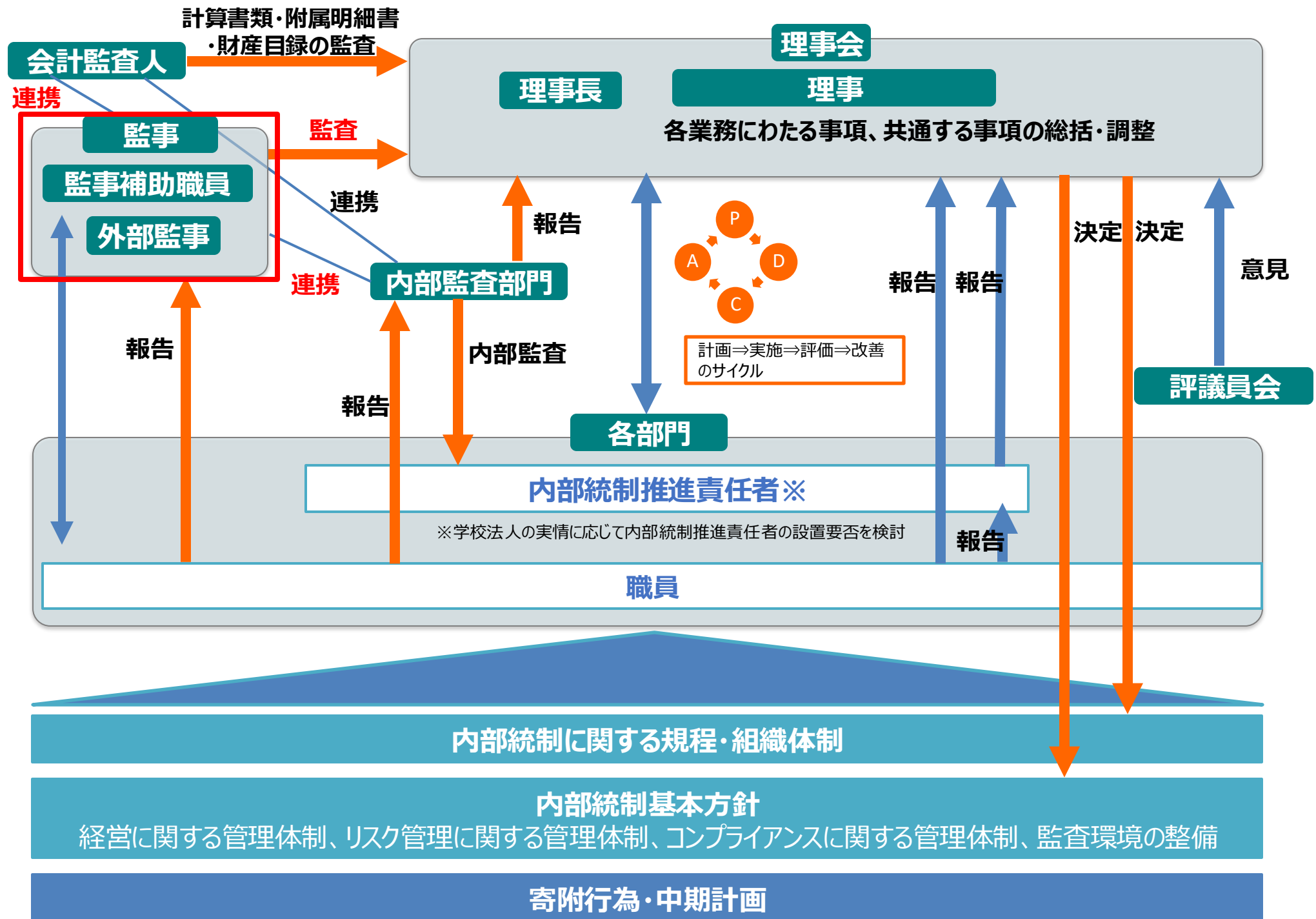
		①理事会として決定する基本方針例	②具体的な整備例
理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制		● 法令遵守体制の整備方針や理事会における適切な監督体制の整備等	● コンプライアンス規程・法令遵守マニュアルの作成 ● 理事会運営規則の作成
省令で定める体制	一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	● 理事が意思決定や業務執行を行った場合又は職員が職務執行を行った場合における、当該行為に関する記録の作成、保存、管理、廃棄及び閲覧方法等	● 議事録、決裁文書等に関する文書管理規程の作成
	二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	● 想定されるリスクの内容及びその防止策(具体的な手続・機構) ● 発生したリスクへの対処方法 ● 当該手続や対処方法を実施するための人的・物的体制に関する事項	● リスク管理規程の作成、リスク管理組織・責任者の設置 ● 緊急時の役員対応等 ● 役職員に対するリスク管理研修の実施 ● リスク管理手法や体制の有効性検証・見直し
	三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	● 理事が職務執行を行うにあたって必要な決裁体制等 ● 外部の専門家の助言を受けるための体制等 ※その他には、理事の職務執行のために効率的な人員配置がなされているか検証する体制等に関する事項を決定することも考えられる。	● 理事職務権限規程の作成 ● 職員の職務分掌に関する規程の作成

		①理事会として決定する基本方針例	②具体的な整備例
省令で定める体制	四 職員の職務の執行が法令及び寄付行為に適合することを確保するための体制	● 法令遵守体制の整備方針 ● 職員相互間の適切な監督体制の創設等	● コンプライアンス規程・法令遵守マニュアルの作成 ● 職員に対するリスク管理に関する教育・研修の継続的な実施 ● 内部監査部門の設置
	五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項	● 監事が補助職員を求めた場合における対応方針 ● 補助職員を監事専属とするのか他の部署と兼務させるのか ● 補助職員の人数や地位等	● 監事監査規程の作成 ● 監査室、コンプライアンス室の設置
	六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項	● 補助職員の採用、異動についての監事の同意の要否 ● 理事の補助職員に対する指揮命令権の有無 ● 補助職員の報酬及び懲戒についての監事の関与 ● 補助職員の人事評価についての監事の意見陳述	● 監事監査規程の作成
	七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項	● 補助職員の重要会議への同行の要否	● 監事監査規程の作成

		①理事会として決定する基本方針例	②具体的な整備例
省令で定める体制	八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制	● 監事に報告すべき事項の範囲 ● 報告すべき事項に応じた報告方法 ● 職員が監事に直接報告することができる制度（内部通報制度）	● 監事監査規程の作成 ● 内部通報に関する規程の作成
	九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	● 監事への報告を理由とする解雇等不利益処分の禁止 ● 職員から法人への報告が直接又は間接に監事に対して行われる体制	● 監事監査規程の作成 ● 内部通報に関する規程の作成
	十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	● 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続	● 監事監査規程の作成
	十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	● その他学校法人の実情に応じて、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	● 理事長と監事の定期的な会合の実施 ● 監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携

※上記はあくまで例示であり、具体的には各学校法人の実態に応じて御判断ください。

内部統制システムに関する体制（イメージ）



監事と会計監査人の連携（会計監査・財産監査）

会計監査人

- ・理事等の重大な不正行為等の監事への報告（87）
- ・**会計監査報告の通知**（86Ⅱ）
- ・会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知（施行規則37）

- ・**会計監査に関する報告請求**（87）
- ・緊急時における会計監査人の解任（83Ⅱ）

【監事の会計監査人に関する職務】

- ・会計監査人解任の評議員会での報告（83Ⅲ）
- ・会計監査人の選解任、不再任議案の内容の決定（84）
- ・一時会計監査人の選任（85）
- ・会計監査人の報酬同意（87）
- ・**会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断**（施行規則35②）

監事

ポイント

- ✓ 監事は**会計監査人による会計監査の結果を鵜呑みにしてよいということではない**
- ✓ 業務監査と一体として会計監査を行い、日々の業務の中で受けた理事や職員からの報告や説明を踏まえ、法人の財産等の状況について自らの判断を行ったうえで、**会計監査人による会計監査結果との間で重要な齟齬が無いかどうかを確認**する
- ✓ 会計監査人に期待される会計的専門知識による監査手続を単に繰り返すのではなく、**監事の独自の視点により監査を行うことが期待**される

計算書類に関する責任関係（会計監査人を設置する場合）

※大臣所轄学校法人等は設置義務あり

理事等の責任

学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成し、学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示すること。

会計監査人の責任

独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明すること（※2）。

計算書類

監事の責任

学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視すること。また、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断すること（※1）。

※1 会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の内容については、私立学校法施行規則第35条に規定

※2 会計監査人の監査報告の内容については、私立学校法施行規則第34条に規定

監査で特に注意すべきポイント

私学法改正

- **会計監査人の設置、監事との連携** (私学法第80条～第87条)
- **内部統制システムの整備と運用** (私学法第148条第1項、第36条第3項第5号)
- **子法人の経営状況、ガバナンス、取引状況の把握**
(私学法第53条第2項、私学法施行規則第11条)

会計基準改正

- **計算書類に関する確認事項**
 - 学校・附属施設等別のセグメント情報の注記
(学校法人会計基準第40条、R7年3月27日「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について」(通知))
 - 子法人の概要、子法人との取引の状況等の注記
(学校法人会計基準第40条)
 - 財産目録の作成基準の整備
(私学法第107条第1項、学校法人会計基準第43条～第47条)
 - 引当金の適切な計上
(学校法人会計基準第11条第2項)

資産運用

- 運用方針からの逸脱
- 法令違反や不正・不適切な運用の有無
(私立学校法第52条第1号、第53条、R8年7月22日「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」)

法令、監査事項、文部科学省の通知等に関する内容に不明点等があれば、
ご相談ください。

文部科学省高等教育局
私学部参事官付企画・法規係
電話：03-5253-4111（3320）
メール：sigsanji@mext.go.jp